議案第16号

北上工業団地拡張用地造成工事の変更請負契約の締結について

令和5年11月2日に議会の議決を経た北上工業団地拡張用地造成工事の請負契約に 関し、その一部を変更することについて、地方自治法第96条第1項第5号及び北上市 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、 議会の議決を求める。

1 工事名

北上工業団地拡張用地造成工事

2 契約の相手方

旭ボーリング株式会社・株式会社木戸口工務店特定共同企業体

代表者 旭ボーリング株式会社

構成員

岩手県北上市鬼柳町都鳥186番地1 旭ボーリング株式会社 代表取締役 髙 橋 和 幸

構成員

岩手県北上市二子町築舘38番地1 株式会社木戸口工務店 代表取締役 木戸口 隆 志

3 変更の内容

項目	変更前	変更後
契約金額	701,773,600円	711, 119, 200円

令和7年6月12日提出

北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

北上工業団地拡張用地造成工事の設計内容に変更が生じたため、工事の変更請負契約を締結しようとするものである。